令和元年第５回　飯塚市議会会議録第１号

　令和元年１２月６日（金曜日）　午前１０時００分開議

○議事日程

日程第１日　　１２月６日（金曜日）

第１　開会

第２　会期の決定

第３　行政報告

第４　常任委員会中間報告並びに委員長報告

１　総務委員会中間報告（質疑）

（１）入札制度について

２　福祉文教委員会中間報告（質疑）

（１）保育行政について

（２）児童生徒の安全対策について

３　協働環境委員会中間報告（質疑）

（１）公共交通・お出かけ支援について

（２）健康づくりについて

４　経済建設委員会中間報告（質疑）並びに委員長報告（質疑、討論、採決）

（１）議案第１１６号　財産の処分(山倉)

（２）請願第１号　「飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）」に関する請願

（３）産業振興について

第５　議案の提案理由説明

１　議案第１２９号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）

２　議案第１３０号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）

３　議案第１３１号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）

４　議案第１３２号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）

５　議案第１３３号　令和元年度 飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計補正予算（第１号）

６　議案第１３４号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）

７　議案第１３５号　令和元年度 飯塚市農業集落排水事業特別会計補正予算（第１号）

８　議案第１３６号　令和元年度 飯塚市地方卸売市場事業特別会計補正予算（第２号）

９　議案第１３７号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）

10　議案第１３８号　令和元年度 飯塚市汚水処理事業特別会計補正予算（第１号）

11　議案第１３９号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）

12　議案第１４０号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）

13　議案第１４１号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）

14　議案第１４２号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）

15　議案第１４３号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例

16　議案第１４４号　飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

17　議案第１４５号　飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例

18　議案第１４６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

19　議案第１４７号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

20　議案第１４８号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例

21　議案第１４９号　飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

22　議案第１５０号　変更契約の締結（庄内温泉筑豊ハイツ再整備（本館解体・新施設建設）工事）

23　議案第１５１号　土地の取得（目尾炭坑跡敷）

24　議案第１５２号　土地の処分（大分小学校跡地）

25　議案第１５３号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権確認請求）

26　議案第１５４号　訴えの提起（旧頴田武道館敷の所有権確認請求）

27　議案第１５５号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権確認請求）

28　議案第１５６号　訴えの提起（旧頴田市民プール敷の所有権確認請求）

29　議案第１５７号　訴えの提起（頴田グラウンド敷の所有権移転登記手続請求）

30　議案第１５８号　訴えの提起（旧頴田体育館敷の所有権移転登記手続請求）

31　議案第１５９号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）

32　議案第１６０号　訴えの提起（頴田野球場敷の所有権移転登記手続請求）

33　議案第１６１号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解（交通事故）

34　議案第１６２号　指定管理者の指定（飯塚市体育施設）

35　議案第１６３号　指定管理者の指定（飯塚市健幸プラザ）

36　議案第１６４号　市道路線の認定

○会議に付した事件

　議事日程のとおり

○議長（上野伸五）

　これより、令和元年第５回飯塚市議会定例会を開会いたします。

会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日から１２月１９日までの１４日間といたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は、本日から１２月１９日までの１４日間とすることに決定いたしました。

行政報告に入ります。市長。

○市長（片峯　誠）

　本日、令和元年第５回市議会定例会を招集するに当たり、９月以降、本日までの事務事業の大要を報告し、審議の参考に供したいと存じます。

　まず、総務部について報告いたします。

　１１月３日に、市勢振興功労者表彰式を執り行い、長年にわたりそれぞれの分野で市勢振興に寄与され、市民の模範となる功労顕著な方々１３名、２団体に表彰状を贈呈し、その功績をたたえました。

　暴力団排除・生活安全につきましては、１０月３日に市民、関係団体等約９５０人が参加し、桂川町、飯塚警察署と合同で「飯塚地区暴力追放・安全・安心まちづくり住民総決起大会」を開催いたしました。今後も市、警察、消防、ボランティア団体、市民の連携推進を図り、犯罪のないまち、安心して暮らせるまちの実現に向け、積極的な運動を展開してまいります。

　次に、行政経営部について報告いたします。

　共生社会ホストタウン推進事業につきまして、１０月２０日に東京オリンピック・パラリンピック担当大臣や全国の共生社会ホストタウン首長、市民など約２００人の参加のもと、「共生社会ホストタウンサミットｉｎ飯塚」を開催し、パラリンピアンによる基調講演や、ユニバーサルツーリズムをテーマとしたパネルディスカッションを通じて、共生社会の実現に向けた機運の醸成を図りました。

　福岡都市圏の人々に向け、筑豊地域の魅力を総合的に発信するため、福岡県と筑豊１５市町村で組織した実行委員会により、９月２８日に福岡市天神中央公園で「筑豊フェア２０１９」を開催し、約１万４千人の来場者でにぎわいました。

　次に、市民協働部について報告いたします。

　９月２８日に、人権尊重のまちづくりを目指し、部落差別問題を初め、さまざまな人権問題を学び、人権感覚を高めるため、「飯塚市部落解放研究集会～人権フェスティバル～」をコスモスコモンで開催し、市内外から８４５人の参加がありました。

　９月２１日、２２日の２日間、福岡県民体育大会秋季大会が筑豊地区で開催されました。本市はバスケットボール競技を主管し、市内６会場において青年男女・一般男女・知的障がい者・車いす競技を開催いたしました。本市代表の青年男子チームが勝ち上がり、全国大会へ出場しました。

　また、１０月２０日に、「みんなの健康・福祉のつどい２０１９」を本庁舎及び庁舎前駐車場を会場として開催いたしました。多くの方が参加され、健康と福祉に対する理解を深めていただける機会を提供することができました。

　ＪＲ九州バス直方線飯塚系統が９月末日をもって廃止となったため、１０月１日から本市と宮若市の共同運営による「コミュニティバス宮若・飯塚線」の運行を開始いたしました。

　次に、経済部について報告いたします。

　「スタートアップワールドカップ２０２０日本予選九州大会ｉｎ飯塚」を１０月５日に嘉穂劇場で実施いたしました。当日は２００人を超える参加者があり、書類選考で選ばれた１０社のスタートアップ企業がビジネスプランのプレゼンを行い、審査の結果、４社が東京大会、大阪大会へと選出されました。最終決戦となる世界大会は、来年の５月にアメリカシリコンバレーにて開催されます。

　「アジア経済交流推進事業」につきましては、１１月１１日から１６日にかけて、市内中小事業者等１６名がベトナムやミャンマーを訪問し、技能実習生の送り出し機関や日系企業等を視察してまいりました。

　旧伊藤伝右衛門邸におきまして、１０月３日から１１月２６日まで、秋の企画展として「天皇五代を壽ぐ　大嘗祭ゆかりの宝物」を開催いたしました。

　また、１１月２３日から１１月３０日まで、麻生大浦荘が特別公開され、多くの観光客にご来場いただきました。

　サンビレッジ茜において、１０月１３日から２日間、「秋の茜まつり」が、長崎街道内野宿では、１０月２７日に「長崎街道内野宿街道まつり」、１１月８日から３日間、内野宿「宿場のにぎわい」が開催されました。

　「２０１９いいづかオータムフェスタ」につきましては、１０月１９日、２０日に「かいた産業まつり」を、２７日に「筑前の國いいづか街道まつり」を、１１月３日に「産業祭りＩＮちくほ」を、９日、１０日に「ふれ愛庄内」をそれぞれ開催し、約４万８千人の人出でにぎわいました。「いいづか街道まつり」においては、飯塚国際交流推進協議会による「お国料理バザー」が実施され、本市で暮らす外国人の方々がつくるさまざまな外国料理を約９５０人の市民の皆様に食べていただき、交流を深めました。また、同まつりの開催にあわせて、市内では「天道ぶらり市」、「しんいいづか商店街ぶらり市」が実施されました。

　飯塚市庄内温泉筑豊ハイツが１０月３１日をもって、本館の営業を終了し、閉館式典を行いました。

　次に、福祉部について報告いたします。

　結婚を希望する独身の男女に出会いの場を提供する官民協働型の支援施設であります「いいづか出会いサポートセンターＪＵＮＯＡＬＬ」の開所式を１０月６日に市役所本庁多目的ホールで行いました。

　また、厚生労働省が定める１１月の「児童虐待防止推進月間」にあわせた本市の取り組みとして、１１月５日に市内ショッピングセンターにおいて街頭啓発を行い、市民及び関係機関に広く呼びかけを行いました。１１月２０日には、市役所本庁多目的ホールにおいて、子どもの虐待防止講演会を開催し、約２２０人の参加者がありました。今後も子どもの虐待に関する深い関心と理解が得られるよう、取り組みを推進してまいります。

　民間資金を活用した官民連携手法である「ソーシャル・インパクト・ボンド（ＳＩＢ）」によるフレイル予防事業の一環として、１０月８日にイオン穂波ショッピングセンター内において、フレイル予防普及啓発イベントを開催し、約３００人が来場されました。

　あわせて、１１月９日に市役所本庁多目的ホールにおいて、飯塚歯科医師会と合同で介護予防講演会を開催し、７５人の参加があり、フレイル予防の取り組みの必要性や効果について学んでいただく、よい機会とすることができました。

　１０月３日、コスモスコモンにおきまして、「令和元年度飯塚市戦没者追悼式」を執り行いました。ご遺族と一般参列者など２３５人のご参列のもと、さきの大戦における戦没者の方々に追悼の意をささげ、平和への誓いを新たにいたしました。

　次に、都市建設部について報告いたします。

　平成３０年５月に公布された改正バリアフリー法に基づく「移動等円滑化促進方針」の策定に当たり、８月から９月にかけて、市民アンケート調査の実施とともに関係団体の方々からのご意見等を伺い、１１月には、移動等円滑化促進地区として想定をしておりますＪＲ新飯塚駅、ＪＲ飯塚駅及び飯塚バスターミナル周辺地区を対象に、まち歩き点検を実施しました。今後、この調査結果を踏まえ、引き続き、方針の策定に取り組んでまいります。

　リノベーション推進事業につきましては、９月１５日に飯塚市役所において「リノベーションスクール事前講演会」を開催し、４３名の参加がありました。また、１０月２５日から３日間、「リノベーションスクール」を本町商店街で実施し、２２名の参加がありました。

　次に、教育委員会について報告いたします。

　１１月５日に市立小中学校２９校において、保護者や地域、学生ボランティアなど、多くの参加協力のもと、今年度２回目の「学校開放日」を開催しました。また、前回同様、飯塚日新館小・中学校と県立嘉穂高等学校附属中学校もあわせて「学校開放日」を開催しております。

　１０月５日、「新人音楽コンクール招待演奏会」をコスモスコモンで開催し、第３８回コンクールの１位、２位入賞者を含む４名によるすばらしい演奏が行われました。

　また、１０月１９日から１１月１７日まで、「飯塚総合文化祭」を５会場で開催しました。期間中には「飯塚市美術展」も行い、１１８点の出展がありました。

　１０月３日から１２月１日まで、「近世・近代の飯塚の画家展」を歴史資料館で開催し、市内外から多くの見学者が訪れました。

　終わりに、企業局について報告いたします。

　水道事業につきましては、重要給水施設老朽管更新事業として「県道飯塚山田線配水幹線布設替（２工区）工事」ほか１６件を、下水道事業につきましては、「露切ポンプ場機械設備改築工事」ほか５件を発注し、順次着工しております。

　以上が９月市議会定例会以降、本日までの事務事業の大要であります。

　本定例会に提案申し上げます案件は、補正予算議案１４件、条例議案７件、その他の議案１５件、報告１件であります。

　それぞれの議案は上程されました都度、担当者に説明させますので、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願い申し上げまして、行政報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　「常任委員会の中間報告」、「議案第１１６号」及び「請願第１号」、以上３件を一括議題といたします。総務委員長の報告を求めます。２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

総務委員会に付託を受けています調査事件について、中間報告をいたします。

「入札制度について」は、執行部から、「令和元年度９月末までの工事契約落札率別内訳表」等、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、本市は電子入札を導入していないが、導入した場合のメリット及びデメリットはどのようなものがあるのかということについては、市及び応札業者の双方のメリットとして、インターネット環境の利用により、入札参加者が一堂に会したり、職員と参加者が接触することがなくなるため、不正行為への抑止力を高めることができるものと考える。

次に、市のメリットとして、時間的な制約が大幅に緩和されること、入札会を現在５名以上の職員で執行しているが、１人で済むようになり、事務的、精神的な負担が軽減されること、システム化により記入ミスなどの軽微なミスがなくなること、入札会までに膨大な紙の資料を使用しているが、これが不要となることなどが挙げられる。

応札業者のメリットとして、入札会に参加する必要がなくなり、経費節減及び負担軽減が図られること、入札の参加機会がふえること、仕様書等をインターネットからダウンロードでき、時間とコストが軽減されることなどが挙げられる。

デメリットとしては、応札業者においてインターネット環境を整備し、またセキュリティ確保の観点から民間の認証局が発行する電子証明書を入手する必要があり、年間約２万円の経費を要することが挙げられるという答弁であります。

次に、県内での電子入札の実施状況はどうなっているかということについては、福岡市、北九州市、久留米市、柳川市、篠栗町が導入済であるという答弁であります。

次に、本市で電子入札を導入する場合、どの程度の費用を要するのかということについては、システムの保守期間を５年間として、本市単独で導入する場合は、機器の導入、財務会計システムとの連携、発注者及び受注者への研修会等の初期費用並びにシステム利用料などの運用費を合わせて約３千万円を見込み、「ふくおか電子入札システム」を共同利用して導入する場合は、初期費用及びシステム利用料、負担金等の運用費を合わせて約１２００万円を見込んでおり、費用に大きな開きがあるため、「ふくおか電子入札システム」の共同利用での導入について検討しているという答弁であります。

次に、電子入札を導入する工種についてはどのように考えているのかということについては、将来的には全工種で導入したいが、業者数と発注案件が多い工種から導入するほうが効果的であると考えているという答弁であります。

次に、業者への周知方法はどのように考えているのかということについては、業者においても電子入札に必要な利用環境の整備が必要となり、また手続の流れや制度についても十分理解いただくために、業者対象の説明会の開催など、具体的な内容の周知を図っていく必要があると考えているという答弁であります。

次に、本市での導入予定はいつごろになるのかということについては、まずは予算措置を行った後、システムの動作検証や財務会計システムとの連携など利用環境の整備、規則・要綱の見直し、職員及び業者向け研修会の開催、ホームページや市報掲載等による周知など、多くの準備作業が必要となるが、効果が見込めるものであり、できる限り早い時期の導入を進めたいという答弁であります。

次に、入札結果を見ると、最低制限価格での応札が多く、最低制限価格を事前に公表することで業者の積算能力が低下しているのではないかと考える。東大阪市は最低制限価格と同等の低入札価格調査基準価格を設定して事後公表とし、その価格を下回った金額で応札した業者の見積内容を調査した上で落札者を決定する低入札価格調査制度を導入しており、そういった制度も検討すべきではないかということについては、入札結果がほとんどくじ引きとなっていることは重要な課題と認識しているが、一方で最低制限価格をめぐる事件が全国的に多発していることもあり、本市においては事前公表とすることで職員への不当な働きかけや情報漏えいによる不正行為等の防止を重視しているものである。今後もいろいろな角度から引き続き検討を行っていきたいという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　総務委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。

　福祉文教委員長の報告を求めます。１７番　福永隆一議員。

○１７番（福永隆一）

　福祉文教委員会に付託を受けています調査事件２件について、中間報告をいたします。

「保育行政について」は、執行部から、「市内居住児童の特定教育・保育施設支給認定状況」等について、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、保育施設への入所を円滑に行うために、育児休暇中の保護者の復職時期について、把握をしているのかということについては、保護者からの相談を受け、随時、認可保育所などの紹介は行っているが、復職時期は把握していないという答弁であります。

この答弁を受け、保育施設への入所計画の管理ができ、待機児童の解消につながるため、事前に育児休暇期間の確認をすべきであるという指摘がなされました。

次に、公立から民間に移譲した保育所で、定員減となっている施設があるが、他の移譲した施設においても、定員を減らす施設が出てこないのかということについては、保育士不足により入所児童が減少している施設には、保育士確保に努め、定員を減らすことのないよう強く要望をしているという答弁であります。

この答弁を受け、保育施設の運営に対し、市は指導できないのかということについては、所轄する県の監査に同行するなどしているが、市は指導する権限を有していないという答弁であります。

この答弁を受け、市の意見が反映されるよう、県に要請すべきであるという指摘がなされました。

次に、保育士を目指す生徒に対して、どのような取り組みを行っているのかいうことについては、頴田こども園での「職場体験」や、庄内こども園がイベントで行った「お仕事スタジアム」において、それぞれ体験型の取り組みを実施している。また、保育コースのある高校では、近隣の保育所等で保育実習を行っているという答弁であります。

次に、潜在保育士と保育施設のマッチングはどのように行っているのかということについては、庁内に相談窓口を開設したり、保育士の合同就職説明会では、潜在保育士を対象とした相談窓口を設けるなどの対応を行っているという答弁であります。

次に、病児・病後児施設の利用率が低下しているが、次期子ども・子育て支援事業計画に利用率向上の対策を取り入れないのかということについては、保護者による看護や子どもの体調回復等で予約の取り消しがあることや、利用できる施設が１カ所であることも利用率が低い原因だと考えており、事業計画を策定する子ども・子育て会議の中で意見を伺いながら、対策を検討していきたいという答弁であります。

次に、「児童生徒の安全対策について」は、執行部から、「ＩｏＴを活用した児童見守りシステムの概要」等について、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、福岡市のＩｏＴを活用した児童生徒の見守り対策とは、どのような取り組みなのかということについては、福岡市内の全児童に位置情報端末を配付し、登下校時に限らず、子どもの位置情報や行動履歴を記録し、緊急時には警察、関係機関に位置情報などを無償で提供できるというものである。また、公募型プロポーザル方式により九州電力が選定され、事業実施に伴うサービスの環境整備、管理及び運営に係る費用は全て事業者負担で実施しているという答弁であります。

次に、歩行者、自転車等の安全な通行の確保を目的とした「ゾーン３０」を全ての小中学校の周囲に設置することは可能なのかということについては、幹線道路や通り抜け道路など広範囲での指定が必要であることや、地元の同意が必要であることなどから、全ての学校周辺に設置することは難しいと考えているという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　福祉文教委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。

　協働環境委員長の報告を求めます。３番　光根正宣議員。

○３番（光根正宣）

協働環境委員会に付託を受けています調査事件２件について、中間報告をいたします。

「公共交通・お出かけ支援について」は、執行部から「コミュニティ交通の運行及び利用状況」及び「買い物支援対策事業（買い物ワゴン）の運行及び利用状況」等の資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、１０月から運行開始した宮若市との共同コミュニティバスの利用状況はどのようになっているのかということについては、想定よりも利用者が多く、苦情や問い合わせもなく、順調に運行しているという答弁であります。

次に、鎮西地区まちづくり協議会では、買い物支援対策事業として移動販売を実施しているが、買い物ワゴンと組み合わせて実施することはできないのかということについては、現時点では各まちづくり協議会でいずれかの支援策を選択してもらっている状況であるが、移動販売だけでは利用者のニーズと合致しない地域もあると考えているため、今後は、まちづくり協議会等と協議しながら、住民の方が安心して暮らせるよう支援策を検討していきたいという答弁であります。

次に、令和３年度のコミュニティ交通運行計画の素案を、来年秋ごろまでに作成するとのことであるが、素案作成に向けて、市民意見の集約をどのように行うのかということについては、予約乗合タクシーや買い物ワゴンの利用者にアンケート調査を実施するとともに、各まちづくり協議会で行われている交通体系や買い物対策の会議に参加し、計画に市民意見を反映していきたいと考えているという答弁であります。

次に、西鉄バスから庄内・伊岐須線、潤野・鯰田線で乗合バス路線一部廃止の申し出があっているが、市としてどのように受けとめているのかということについては、コミュニティ交通体系については、民間バスの運行状況をもとに構築しているため、その基盤となる交通体系が大きく変われば、今後の交通計画に大きな影響があると考えているという答弁であります。

この答弁を受け、路線が廃止になった場合、現状のコミュニティ交通体系で対応できるのかということについては、予約乗合タクシーやコミュニティバスでは、路線バスが行っている土日祝日の運行や、早朝、夜間の運行時間帯には対応できず、路線によっては複数の地区をまたがる運行となっているため、現在のコミュニティ交通体系で、民間バスと同等の運行を充足することは難しい状況であるという答弁であります。

次に、予約乗合タクシーの運行にどの程度の費用がかかるのかということについては、利用者の延べ人数をもとに積算すると、平成３０年度は１回の乗車当たり１４０２円であるが、実利用者１人当たりで積算すると、３万７千円程度の費用がかかっているという答弁であります。

次に、合併後からの公共交通の変遷について、どのような評価をしているのかということについては、これまで利用者数をふやすこと等を目的に運行形態を試行錯誤してきた結果、現在の運行形態となった経緯がある。民間バスの路線廃止や買い物支援等の課題もあるため、今後も効率的で効果的な運行の検討を続けていきたいという答弁であります。

この答弁を受けて、コミュニティ交通導入当初と比較するとコストが増加傾向にある。また、予約乗合タクシーについては、利用の偏在もあるため、障がい者等、他の交通弱者に対する支援との優先順位を考えて運行計画を検討すべきであるという指摘がなされました。

次に、「健康づくり」について、執行部から、健康づくりに関連する資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、ことし３月に策定された「飯塚市健康づくり計画」の「健康増進計画」において、「休養・こころの健康管理」について記載されているが、方針や取り組み状況はどのようになっているのかということについては、昨今、こころの病を患う方が多く、その方たちへの対応や自殺対策が重要になってくるため、現在、情報や資料の収集を行っており、今年度中に自殺対策計画をまとめ、提示したいと考えているという答弁であります。

次に、健康増進法の改正により、市役所は原則、敷地内禁煙となっているが、正面玄関入口付近に喫煙ゾーンを設けているのは、法の趣旨から考えると適切ではないのではないかということについては、屋外に喫煙場所の設置できる条件として、「喫煙をすることができる場所が区画されていること」、「喫煙する場所を記載した標識が掲示されていること」、「施設の利用者が通常、立ち入らない場所であること」が示されており、指摘された場所は区画されているものの、多くの方が通行する場所でもあるので、庁舎を管理する所管課と協議し、撤去する方向で検討したいという答弁であります。

次に、「母子保健計画」には非常に重要な課題が記載されてあるが、計画を実行する上でどのような工夫を行っているのかということについては、昨年度より子育て包括支援センターを設置し、妊娠期からの切れ目ない支援、相談体制を構築した。また、近年増加傾向にある発達障がいがある子どもたちへの対応が重要であると考え、就学前の支援だけでなく、子育てを支援する関係課と連携を密にして、就学後も支援が引き継がれるような体制づくりに取り組んでいるという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　協働環境委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。

　経済建設委員長の報告を求めます。４番　奥山亮一議員。

○４番（奥山亮一）

経済建設委員会に付託を受けていました「議案第１１６号」及び「請願第１号」について、審査した結果の報告並びに調査事件についての中間報告をいたします。

「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」及び「請願第１号　『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」、以上２件については関連があるため一括議題とし、執行部から９月１２日の本委員会以降の経過について説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、旧庄内町が鉱業権を取得した際に想定していた鉱害はどのようなものかということについては、当時の資料では、鉱害は特に予想されていないという答弁であります。

次に、鉱業権売却予定の事業者は、鉱業法第２９条の許可基準に適合しているのかということについては、当該事業者は、経済産業省訓令「鉱業法に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について」に規定する「経理的基礎」、「技術的能力」及び「十分な社会的信用」を有していることを確認している。また、九州経済産業局にも当該事業者について確認したところ、不適切な部分はないと回答があり、市としては優良な事業者であると判断しているという答弁であります。

次に、振動や騒音の調査結果はどのようになっているのかということについては、振動測定器で本年６月以降に計９回計測を行ったところ、測定値は３５デシベルから４０デシベル程度で、人体に感じない程度の振動であり、音については、１２時に流れる市の歌が聞こえないということはない。また、仮に売却予定地で発破を実施した場合、振動については、地質の状況にもよるが、測定値は４０デシベルから４５デシベルで、人体に感じない程度になると想定しているという答弁であります。

次に、鉱業権を売却した場合、付随する土地についても売却するのかということについては、旧庄内町が町政振興を図るために鉱業権を取得し、事業着手の延長申請という形でその意思を引き継いできたことから、鉱業権と付随する土地は一体のものと考えており、土地の売却も行う予定であるという答弁であります。

次に、仮に今回の議案が否決となり、乙地区の鉱業権を放棄することになれば、甲地区の鉱業権も放棄することになるのかということについては、放棄の理由は同じこととなるため、乙地区とあわせて放棄することになると考えているという答弁であります。

次に、仮に市が鉱業権を放棄した後、その鉱業権を取得した事業者が掘削を開始しようとする場合は、市は土地の所有者としてどのように対応するのかということについては、鉱物資源の合理的開発により、公共の福祉に寄与することを理由に、適切な鉱業権者からの売却申請があった場合は、鉱業法の趣旨に沿って協力する必要があると考えているという答弁であります。

以上のような審査の後、委員の中から、５１６２人分の譲渡反対の署名を初め、飯塚市自治会連合会庄内支部自治会長会及び庄内地区まちづくり協議会から、「飯塚市が所有する山倉、綱分地区の鉱業権及び土地の譲渡反対について」の要望書が提出されるなど、地域住民との合意に基づかない「議案第１１６号」に反対し、「請願第１号」に賛成するという意見が出されました。

採決を行った結果、「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」については、可否同数となったため、飯塚市議会委員会条例第１７条第１項の規定に基づき、委員長の決するところにより、否決すべきものと決定いたしました。

また、「請願第１号　『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」についても、可否同数となったため、同条例第１７条第１項の規定に基づき、委員長の決するところにより、採択すべきものと決定いたしました。

次に、「産業振興について」は、執行部から、「飯塚市企業立地用適地バンクの運用開始について」及び「飯塚市森林整備基金の活用に関する指針について」等、資料の提出並びに補足説明を受け、審査いたしました。

その質疑応答の主なものとして、飯塚市森林整備基金の財源となる森林環境税の課税対象及び税額はどのようになっているのかということについては、課税対象は、国内に住所を有し、住民税が課税される方で、税額は年額１千円であるという答弁であります。

以上をもちまして、報告を終わります。

○議長（上野伸五）

　経済建設委員長の報告に対して質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

　質疑を終結いたします。議題中、「議案第１１６号」及び「請願第１号」、以上２件についての討論を許します。討論はありませんか。８番　川上直喜議員。

○８番（川上直喜）

　日本共産党の川上直喜です。私は、ただいまの経済建設委員長報告にありました「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」に反対、「請願第１号　『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」に賛成の立場から討論を行います。

関の山の鉱業権と土地の売却に反対する請願に賛同して、市議会に提出された署名は、９月定例会までに１５１３人、１１月までにさらに３６４９人、そして本日、１２月定例会の初日までにさらに２１４８人、合わせて７３１０人に達し、さらに広がる勢いであります。この世論の高まりの中で、飯塚市自治会連合会庄内支部である庄内自治会長会が１０月９日、続いて、庄内地区まちづくり協議会が１１月１８日、満場一致で反対の意思を表明し、「飯塚市が所有する山倉、綱分地区の鉱業権及び土地の譲渡反対について」とする要望書を市議会宛てに提出するに至りました。当然、片峯市長にも提出され、市長自身が見たはずであります。本来、地元住民の同意がなければ鉱業権と土地は売却しないとし、国も認めた市の原則的立場からは、売却議案提出そのものが許されないものであります。それにもかかわらず、地元同意がないのに、なぜかあると言い張って売却議案を提出した市長が、この住民の鉱業権と土地は売るな、関の山を守れという意思表明に直面してなお、今日まで議案を撤回しなかったことは、市政の根本にあるべき住民の市政に対する信頼を突き崩すものであります。地元同意がなければ鉱業権と土地を売らないという、重ねて言いますが、国も認めた市の原則的立場を踏み破ったことのつじつま合わせをめぐり、公文書の書きかえ、鉱業権と土地の権利について九州経済産業局から聞き取った２年前の調査結果、また、地元対策のために中村産業グループと市幹部による現地での３年前の協議、公有財産調整委員会と財産管理審議会の５月２９日の無責任でずさんなやり方、住民や市議会に隠し続けた８月２３日の不動産売買仮契約書の締結など、今振り返れば、３月８日の片峯市長の甲地区、乙地区の鉱業権と土地の売却の決定、５月１０日の関の山鉱山の乙地区鉱業権と土地の売却の要請を節目にしながら、無責任と虚偽、そして隠蔽の連続でありました。こうして今回、第１１６号議案の提出が行われたわけですけれども、これは常軌を逸した異様なものと言わざるを得ません。片峯市長のもとで、飯塚市政がこれ以上おとしめられるのを食いとめるのは、正当に選ばれた住民の代表者で構成された監視機関である市議会の重大な責務であります。私はこの際、議員各位が「請願第１号」に賛成、「議案第１１６号」に反対し、住民の期待に応える判断をされるよう、心より訴えるものであります。

次に、幾つかの論点について述べたいと思います。委員長報告によれば、経済建設委員会での質疑応答の主なものは６点であります。

第１は、庄内町が鉱業権を取得した際に想定した鉱害はどのようなものかとの質問に対して、当時の資料では、鉱害は特に予想されていないとの答弁があったとのやりとりであります。現実には、粉じん、騒音、振動、水源枯渇などの被害が発生したのは周知の事実であります。市は昨年６月、九州経済産業局に提出して認められた事業着手延期申請にこのように書いています。「近隣地区の石灰石採取に起因する生活環境にさまざまな問題が生じている。」こう書いているんです、市自身が。庄内町時代に鉱害を予想した資料はないが、現実には発生している。私たちはこの事実を直視するべきではないでしょうか。予想できないことさえ起きるというわけです。住民を苦しめる鉱害を繰り返させてはならないという重大な教訓が浮かび上がる質疑と答弁であると思います。

第２は、関の山鉱山株式会社は、鉱業法第２９条の許可基準に適合しているかとの質問及び答弁であります。市の答弁は先ほどお聞きになったとおりであります。経済産業省訓令に規定がある経理的基礎、技術的能力、十分な社会的信用を確認している。経済産業局は不適切な部分はないとの回答があり、市としては、優良な事業者と判断しているというものであります。既に私は９月定例会において議案質疑を行い、この点について、その不当性を明らかにしたところでありますが、ことし５月１０日に関の山鉱山株式会社が片峯市長宛てに提出した払い下げ要望書に添付の趣意書にはこういう記載があります。「過去において、払い下げの要望をしておりましたが、庄内地区住民との協議が調わず、その取得に至っておりません。再度払い下げについて熱望するものです。格別のご配慮を賜りますよう、重ねてお願いいたします。」この中には、先ほど申し上げました３年前の中村産業グループと市経済部長、市商工観光課長との地域対策、庄内自治会長会を通じた地域対策のことも含まれるわけであります。関の山鉱山株式会社は、その後、市の説明会などに同行することはあっても、みずからは説明会を一度も行っていません。市の答弁にあるとおりに、十分な社会的信用があり、優良な事業者と判断している事業者が、地元住民の理解を長年にわたって得られないために、自分の努力を放棄し、地元同意の獲得を市に押しつけるでしょうか。そもそも九州経済産業局は、国の手続のルールの流れからいって、関の山鉱山株式会社の審査を行う段階にはなく、市の事前の聴取は意味がないのであります。

第３は、振動や騒音の調査結果はどのようになっているかという質問と答弁です。市の答弁は、仮に売却予定地で発破を実施した場合、振動については、地質の状況にもよるが、測定値は４０デシベルから４５デシベルで、人体に感じない程度になると想定しているというものであります。この質問と答弁は何を意味するんでしょうか。人体に感じない程度であれば、害はないと。それとも害があっても感じなければ我慢せよと。こういうことなんでしょうか。さらに地質の状況にもよるがと述べるに至っては、無責任そのものと言わざるを得ません。こういう答弁は、住民の健康に全く無責任ということを超える恣意性を感じさせるものがあります。

第４は、鉱業権を売却した場合、付随する土地についても売却するかとの質問と答弁です。答弁は、鉱業権と土地は一体のものと考えており、土地の売却も行うとの内容です。鉱業権と土地が一体という解釈は、法律上誤りです。鉱業法は、第１０４条において、初めから鉱業権と土地の権利は別々のものということを認めて、その相互の関係、争いの関係について述べている条項であります。法律上どう考えても、どう考えてもというか、初めから鉱業権と土地の権利は別々のものです。それを町政の振興だとか、曖昧で法的な根拠のないものを突き出して一体だから売るというような答弁というのはあり得ないわけです。鉱業権と土地の権利の関係については、鉱業権を破棄して、他の事業体が鉱業権を取得したとしても、市の土地であるため、市の同意なしには採掘できない。このことは既に２年前、片峯市長の就任間もなく、２０１７年４月１７日ですけれども、片峯市長の指示かどうかわかりませんけれども、九州経済産業局から説明を受けて、市商工観光課長が報告書を書いています。部長の決裁印が押されているわけですから、市の共通認識であることは既に明らかであります。このことは、９月定例会の議案質疑で私が明らかにしました。また、経済建設委員会では、請願の紹介議員でもある永末雄大議員が、九州経済産業局に出かけて確認した内容を、改めてホームページで資料を引き出して紹介し、説明いたしました。この点については、誰の指示かわかりませんが、議案提案後の今ごろになって、１０月２５日、市経済部長と市商工観光課長が、九州経済産業局を飛び越えたのか、東京の経済産業省まで出かけて、資源エネルギー庁担当課長ら３人、資源・燃料部政策課長、鉱業管理官、資源開発交渉官に面会し、説明を受けています。１時間２０分にわたった面会です。ここでも、次のような説明を受けたと報告があります。土地所有権は鉱業権より先に成立している権利である関係上、後に設定された鉱業権をもってこれを適法に侵害することは得ないものと言うべき云々と。などの説明を受けたという報告書を書いているわけです。つまり、市が同意しなければ、市有地の採掘はできないことを改めて片峯市長は確認することになったわけであります。そうすると、次の質疑が出てくるわけです。

第５は、仮に今回の議案が否決となり、乙地区の鉱業権を放棄することになれば、甲地区の鉱業権も放棄することになるのかという質問であります。市は放棄の理由は同じこととなるため、乙地区とあわせて放棄することになると答弁しています。なぜ、あわせるんでしょうか。今回議案が否決となることは、直ちに乙地区の鉱業権を放棄することを意味するものでは全くありません。甲地区、乙地区とも２つの鉱業権について、地元住民の同意を得られる事業者はあらわれていない以上、これまでどおり事業着手延期の許可申請の選択肢が、国も認めているわけですから、あるわけです。ここであえて言えば、今回議案が否決となれば、どういう展開が待っているのか。片峯市長は筋道として、鉱業権と土地に関する不動産売買仮契約を破棄するとともに、既に３月８日に決めた甲地区と乙地区の２つの鉱業権と土地の売却方針を転換せざるを得なくなります。来年６月には事業着手延期申請を行い、これが国によって認められる展望も生まれてくるわけであります。この筋道と展望を嫌がって出てきたのが、第６の質問と答弁ではないでしょうか。

質問は、仮に市が鉱業権を放棄した後、申請すれば、放棄ではなくて、国の行為としての取り消しということになるわけですけれども、その鉱業権を取得した事業者が、掘削を開始しようとする場合には、市は土地の所有者としてどう対応するかというものです。これは質問です。考えてみると、この質問は、今回議案が否決になる場合についてのみ成り立つものです。この質問に対する答弁はどうか。鉱物資源の合理的開発により、公共の福祉に寄与することを理由に、適切な鉱業権者からの売却申請があった場合は、鉱業法の趣旨に沿って協力する必要があると考えているというものであります。鉱業法の趣旨に沿って協力する必要があるというわけです。ここで答弁が間違っているんです。鉱業法の趣旨と言えば公共の福祉ではなくて、公共の利益と言うべきです。公共の福祉というのであれば、地域住民の、市民の被害を防ぐ、ここにこそ着目するべきであります。こういうこともわからない答弁が行われたと思うわけです。第４の質疑と答弁について既に指摘しましたように、市が土地を売らなければ、法律の上からも関の山は守れることは、市も十分にわかっているからこそ、この答弁をしたかった。そのために絶好の質疑があったということではないでしょうか。既に地元住民、多くの市民が反対し、関の山を守れの声が大きく広がる中で、市議会が売却議案を否決した場合でも、市長はどうしても土地を売って事業者に関の山を採掘させたいという答弁にほかなりません。ここに立って明らかになったことは、片峯市長は、関の山を守りたいという思いは住民の皆さんと一緒だとかいうけれども、この間の事実を丹念に見ていけば、地元住民の同意がなければ売却しないという飯塚市の原則を市長自身がゆがめて、とにかく何が何でも鉱業権と土地を売却するという姿だけが今浮き彫りになっているのではないでしょうか。今回の鉱業権と土地の売却に係る議案の審査において、９月定例会から最も重視されたのは、地元同意がなければ売却しないという国も認めた原則が市にあり、地元住民の同意がないことが誰の目にも明らかなのに、地元住民の同意はあると言い張り、地元住民や議会に隠れて、繰り返しますが、不動産売買仮契約を締結し、それを議会に送り込むやり方が許されるのかということであります。しかし、今市長が鉱業権と土地の売却議案を撤回しないのですから、飯塚市議会が住民の立場に立ってきっぱり審判を下したと歴史に残るように、重ねて「請願第１号」に賛成、「議案第１１６号」に反対されるよう訴えて、私の討論を終わります。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（上野伸五）

　静粛に、静粛によろしくお願いします。ほかに討論はありませんか。９番　永末雄大議員。

○９番（永末雄大）

　私は「議案第１１６号」に反対、「請願第１号」に賛成の立場から討論させていただきます。「関の山から吹いてくる　緑の風が学び舎の」、庄内小学校の校歌は、このように始まります。「緑に映ゆる関の山　敬愛心の教えあり」、庄内中学校の校歌もこのように始まります。どちらの校歌も関の山から始まっています。私を初め、庄内の住民は、幼いころから何度もこの校歌を歌ってまいりました。子どものころの思い出が、全て関の山とともにあるといっても過言ではありません。そして、今でも庄内の児童生徒は、この校歌を歌い継いでくれています。関の山はまさに庄内のシンボルであり、心であります。しかし今、この関の山に開発の手が及ぼうとしています。ぜひ、この庄内の心を守るために、皆様の力をお貸しください。地元の住民はこの開発に反対しております。自治会連合会庄内支部自治会長会も、庄内地区まちづくり協議会も反対しています。飯塚市内全域からも、大変に多くの反対署名が集まりました。本日時点で、その数は延べ７３１０名に達しています。多くの飯塚市民が、今の関の山の姿を残すことを望んでいます。繰り返しになりますが、庄内の心を守るため、多くの市民の思いに応えるために、皆様のお力をお貸しいただくことを切にお願い申し上げまして、私の討論を終わらせていただきます。よろしくお願いします。（傍聴席にて拍手する者あり）

○議長（上野伸五）

　静粛に。ほかに討論はありませんか。２３番　瀬戸　光議員。

○２３番（瀬戸　光）

　私は、ただいまの経済建設委員長報告のうち、「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」について賛成の立場から、「請願第１号　『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」については反対の立場から討論を行います。

　まず、財産の処分についてですが、３つの観点で意見を述べます。

１点目ですが、当初目的の達成意思という点です。今回の案件の鉱業権は、石炭鉱業の不況による地域産業の衰退の防止及び鉱物の開発による町政振興の補完を行うという理由で、町が直接事業を行わなくとも、ほかの事業者への売却を行うことも含めて、昭和３７年庄内町議会６月定例会で議決を受け、国へ鉱業出願申請を行い、翌年３月５日に許可、４月１１日に鉱業権が登録されています。その後、旧庄内町及び飯塚市は、昭和４８年までは毎年「資金難のため」、平成２４年度までは２年ごとに「景気変動による当該鉱区における生産コストが鉱物売買価格を著しく上回り、採算がとれる状況にないため」、また、平成２４年の改正鉱業法の施行以降、現在までは「経理的基礎・技術的能力・十分な社会的信用を有し、鉱害等諸問題を解決し、地元住民の合意が得られる事業者があらわれれば鉱業権の移転を認める」という理由で、国に対して事業着手の延長申請を行い、その鉱業権の延長を受けてきております。その間、庄内町においては４３年間、飯塚市では１３年間、定期的な継続の意思を持って事業着手の延長を行っております。改正前の鉱業法には、鉱業権者の義務として、「鉱業の実施は、鉱業権者の権利であると同時に、国家に対する義務であって権利に眠ることは許されない。」とあり、また「通産局長が事業着手の延期または休止の許可をする場合には鉱物資源の合理的開発を阻害することのないよう、その鉱山の状況、経済社会一般の情勢によって決すべきで、ただ単に権利を放置するものを排すべきである。」と書かれていました。このことは、昭和３８年に鉱業権が設定されて以降、旧庄内町と飯塚市及び国は、ここに書かれてある意思を含め、当初の想いを引き継いできたものと考えられます。９月の経済建設委員会の質疑の中で、旧庄内町は他方からの開発を防ぐために設定したととれる発言がありましたが、もし仮にこれが理由であったならば、旧庄内町においては、４３年間の長い期間があったわけですから、別の形で開発を防ぐ手だてを考えるべきであったと考えられます。つまり昭和３８年に取得した鉱業権は、鉱物の開発による行政振興の補完を行うことについては継続した意思を持ち、今回の議案で達成されたと判断しております。

　２点目は、鉱物の開発による生活環境及び農業環境の被害発生の疑義についてです。さきの経済建設委員会での質疑の中で、旧庄内町が鉱業権設定時に提出した鉱床説明書には、「予想される鉱害としては、特に述べるべきものはない」としており、当初から鉱害被害の想定はされていないものと判断します。過去における農業被害等においては、採掘方法等に問題があったかと思われますが、平成１６年に今回の鉱業権売却予定事業者である関の山鉱山株式会社が採掘事業を引き継いで以降、現在においては、その鉱害被害はないものと聞いております。今回売却予定の鉱業権域において採掘事業がなされたとしても、現在の生活環境及び農業環境に大きな影響を及ぼすような振動や騒音、粉じん等の発生は、執行部の答弁も含め予想されないものと考えます。また、水環境についても、事業所において状況に応じて対策を講ずるものと資料提出もあり、適切な採掘が行われるものと考えております。

　３点目は、財源確保についてです。１点目と重複するところもありますが、９月の定例会において、補正予算案が議案として提出された時点で、山林の価格と石灰石採掘の鉱業権では、２０倍近く価格差があることが明確となったわけですが、昭和３８年当初に旧庄内町が取得したこの鉱業権は、確かに町政振興の補完を行う価値があったものと考えます。その権利を、今回の売却議案で否決されれば、みすみすその財源を失うわけです。９月の経済建設委員会でも、その財源の一部は地元である山倉、入水地区への還元も考えているとの執行部の答弁であり、その考えは、地元のことをしっかり考えたものだと判断し、「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」については賛成といたします。

　次に、「請願第１号」についてです。請願の内容では、「鉱業権に基づく開発行為により、山倉、入水、綱分地区の住民生活に少なからざる影響が生じうることについて」では、先ほども述べましたが、生活環境に大きく影響を及ぼすような振動や騒音、粉じん等の発生は、執行部の答弁も含め予想されないものと考えます。

　次に、「関の山は地域のシンボルであり、その外観を変形させるような開発にまで進展する可能性があることについて」では、今回の売却案件以外の鉱区において、その対応策にかける時間の確保が行われる可能性があること。

　次に、「仮に市の鉱業権が取り消され新たな事業者などにより鉱業権の設定が行われたとしても、市が土地を売却しなければ開発は進まないこと」については、何度も申し上げますが、昭和３８年に取得した鉱業権は、鉱物の開発による行政振興の補完を行うことについて継続した意思を持ち続けてきた以上、今後もその土地については、鉱業権による採掘のために協力したいという先日の執行部の答弁について支持されるべきものと考えます。また、鉱業法の規定によれば、「土地の使用・収用について可能性がある」と判断し、「請願第１号　『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」については反対といたします。

　なお、これまで「議案第１１６号」について賛成、「請願第１号」については反対のみの意見を述べてきましたが、決して全てが正しいとは私も思っておりません。この５０年間もの間、庄内地区の住民の方の多くは、この開発を基本とする鉱業権の内容と、その鉱業権を町及び市が所有してきたことを知らずに過ごされてきたものと考えます。平成２４年の鉱業法改正以降、地元を含め１８回程度の説明会等を行ってきたとはいえ、地域住民への説明や理解の求め方については、旧庄内町も含め、行政の不手際があり、決して許されるものではないと思います。しかし、この鉱業権が仮に無条件で他事業者に渡り、無条件で開発が行われることであれば、それこそ、これまでの行政の不手際を見過ごすことになるのではないかと私は考えます。執行部にはこれまで以上に、開発に係る事業者及び地元住民とのかかわりを持ち、適切な開発が行われるよう見守ることを切に要望して、私の討論を終わります。

○議長（上野伸五）

　ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第１１６号　財産の処分（山倉）」の委員長報告は否決であります。よって、原案について採決いたします。本案を原案のとおり可決することに、賛成の議員はご起立願います。

（　起　立　）

賛成少数。よって、本案は否決されました。（傍聴席にて拍手する者あり）

傍聴人に申し上げます。傍聴人は議事について可否を表明し、また騒ぎたてることは禁止されておりますので、静粛に願います。不本意ですが、次にやられると退場を命じますので、よろしくお願いいたします。

「請願第１号　『飯塚市所有の鉱業権（山倉、綱分地区）』に関する請願」の委員長報告は、採択であります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員は、ご起立願います。

（　起　立　）

賛成多数。よって、本件は採択とすることに決定いたしました。

「議案第１２９号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）」から「議案第１６４号　市道路線の認定」までの３６件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。副市長。

○副市長（梶原善充）

ただいま上程されました議案のうち、まず予算関連議案から、「一般会計・特別会計補正予算書」により、提案理由の説明をいたします。

７ページをお願いいたします。「議案第１２９号　令和元年度 飯塚市一般会計補正予算（第４号）」につきましては、第１条で、既定の予算から１億４３１０万７千円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を７０２億６１１３万９千円にしようとするものでございます。

今回の補正は、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

第２条「繰越明許費の補正」は、１２ページをお願いいたします。第２表に記載していますように、菰田交流センター整備事業ほか５件につきまして追加し、幸袋交流センター等整備工事測量設計委託料ほか１件につきまして変更するものでございます。いずれも、年度内の事業完了が見込めないため補正するものでございます。

第３条「債務負担行為の補正」は、１３ページをお願いいたします。第３表に記載していますように、健幸プラザ指定管理委託料ほか２件につきまして、債務が後年度にまたがりますので追加するものでございます。また、路線価格評定委託料ほか１件につきまして、契約の確定により限度額を変更するものでございます。

１４ページをお願いいたします。公有財産購入費、上三緒川島４号線道路敷（土地開発公社委託分）ほか２件につきまして、土地開発公社の解散に伴い廃止するものでございます。

第４条「地方債の補正」は、１５ページをお願いいたします。第４表に記載していますように、中学校施設整備事業費につきまして追加し、次の１６ページに記載していますように庁舎整備事業費ほか１３件につきまして、起債対象事業費の増減に伴い限度額を変更するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

特別会計につきましては、今回補正いたします１０の会計のうち、主なものについてご説明をいたします。

１３３ページをお願いいたします。「議案第１３０号　令和元年度 飯塚市国民健康保険特別会計補正予算（第１号）」につきましては、第１条で、既定の予算に２億７８６２万４千円を追加しておりますが、前期の実績に基づいた経費の見直しに伴い補正するものでございます。

１５３ページをお願いいたします。「議案第１３１号　令和元年度 飯塚市介護保険特別会計補正予算（第２号）」につきましては、第１条で、既定の予算に５億８３６３万７千円を追加しておりますが、前期の実績等に基づいた保険給付費等の見直しに伴い補正するものでございます。

第２条「債務負担行為」は、１５６ページをお願いいたします。第２表に記載していますように、高齢者保健福祉計画等策定支援委託料につきまして、債務が後年度にまたがりますので追加するものでございます。

１７９ページをお願いいたします。「議案第１３２号　令和元年度 飯塚市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」につきましては、第１条で、既定の予算に７５１３万１千円を追加いたしておりますが、後期高齢者医療広域連合納付金等の見直しに伴い補正するものでございます。

１９９ページをお願いいたします。「議案第１３４号　令和元年度 飯塚市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第２号）」につきましては、第１条で、既定の予算に４億５６９７万円を追加しておりますが、前期の実績等に基づいた勝車投票券発売収入及び払戻金等の見直しに伴い補正するものでございます。

第２条「債務負担行為の補正」は、２０１ページをお願いいたします。第２表に記載していますように、包括的民間委託料につきまして、債務が後年度にまたがりますので追加するものでございます。

２３３ページをお願いいたします。「議案第１３７号　令和元年度 飯塚市駐車場事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、第１条で、既定の予算から２２７万２千円を減額しておりますが、前期の実績に基づいた経費の見直しに伴い補正するものでございます。

第２条「地方債の補正」は、２３５ページの第２表に記載していますように、駐車場施設整備事業費につきまして、起債対象事業費の減に伴い、限度額を変更するものでございます。

２５３ページをお願いいたします。「議案第１３９号　令和元年度 飯塚市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）」につきましては、第１条で、既定の予算から５４３４万円を減額しておりますが、前期の実績に基づいた経費の見直しに伴い補正するものでございます。

第２条「地方債の補正」は、２５５ページの第２表に記載していますように、学校給食施設整備事業費につきまして、起債対象事業費の減に伴い、限度額を変更するものでございます。なお、内容の説明につきましては省略させていただきます。

続きまして、予算関連議案以外の議案について説明いたします。

「議案書」５ページをお願いいたします。「議案第１４３号　地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備に関する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、関係する４本の条例を一括して整備するものでございます。

９ページをお願いいたします。「議案第１４４号　飯塚市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、フルタイム会計年度任用職員の補償基礎額の規定を新たに整備するものでございます。

１１ページをお願いいたします。「議案第１４５号　飯塚市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例」につきましては、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律の改正における飯塚市職員の給与に関する条例の改正に伴う本条例の読みかえの文言を整備するものでございます。

１４ページをお願いいたします。「議案第１４６号　飯塚市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律及び公職選挙法の一部を改正する法律の施行に伴い、選挙長等の報酬額を増額するものでございます。

１６ページをお願いいたします。「議案第１４７号　飯塚市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、職員の健康診断に伴う自己負担額について、現金での支払いによらず給与から控除することを可能とするため、関係規定を整備するものでございます。

１８ページをお願いいたします。「議案第１４８号　飯塚市市営住宅条例の一部を改正する条例」につきましては、民法改正に伴う連帯保証人への極度額設定の義務化並びに連帯保証人の確保が困難な身寄りのない単身高齢者等が増加していることを踏まえ、市営住宅への入居に際しての連帯保証人制度を廃止するため、関係規定を整備するものでございます。

２１ページをお願いいたします。「議案第１４９号　飯塚市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行による地方公務員法の改正に伴い、関係規定を整備するものでございます。また、消防団員に対する報酬につきまして、支給方法を変更するものでございます。

２３ページをお願いいたします。「議案第１５０号　変更契約の締結」につきましては、庄内温泉筑豊ハイツ再整備工事におけるくい工事の変更、既存暗渠排水管の補修に伴い、契約金額を１０９７万１４００円増額し、１２億６２２５万９４００円に変更するものでございます。

２７ページをお願いいたします。「議案第１５１号　土地の取得」につきましては、目尾炭坑跡敷の８８９６．８８平方メートルを国指定史跡「筑豊炭田遺跡群目尾炭坑跡」保存整備事業用地として取得するものでございます。

３０ページをお願いいたします。「議案第１５２号　土地の処分」につきましては、大分小学校跡地の１万２７６４．２５平方メートルを「ＷＩＬＬハウジング株式会社」に売却するもので、処分価格は９１１０万円でございます。

３３ページをお願いいたします。「議案第１５３号」から５４ページの「議案第１６０号」までの８件の「訴えの提起」につきましては、体育施設敷にある個人名義の土地を、体育施設用地として取得する必要がありますが、これらは長期にわたり市が管理してきた土地であることと、所有者として記載されている者の所在不明、また、死亡により数次相続が発生して相続人が多数となっているため、これらの者に対して福岡地方裁判所飯塚支部に時効取得による「所有権確認請求訴訟」及び「所有権移転登記手続請求訴訟」を提起するものでございます。

５７ページをお願いいたします。「議案第１６１号　損害賠償の額を定めること及びこれに伴う和解」につきましては、佐與地内の市道で発生した交通事故について、相手方の物的損害額として７６万５千円を支払う旨の協議が整いましたので、和解を行うものでございます。

６０ページをお願いいたします。「議案第１６２号」と６７ページの「議案第１６３号」の２件の「指定管理者の指定」につきましては、飯塚市体育施設と飯塚市健幸プラザの指定管理者として、「一般社団法人飯塚市スポーツ協会」を令和２年度から５年間指定するものでございます。

７０ページをお願いいたします。「議案第１６４号　市道路線の認定」につきましては、開発帰属等に伴い２路線を認定するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　企業管理者。

○企業管理者（石田愼二）

　続きまして、企業会計予算関連議案の提案理由を説明いたします。今回の補正につきましては、一般、特別会計と同様、前期の実績に基づいた経費の見直しと、今後見込まれる所要額を補正するものでございます。

企業会計補正予算書の３ページをお願いいたします。「議案第１４０号　令和元年度 飯塚市水道事業会計補正予算（第１号）」につきましては、「第３条　収益的収入及び支出」では、水道事業収益を１７３５万５千円減額し、水道事業費用では、主に委託料等の執行額確定により、５５３２万４千円減額するものでございます。

「第４条　資本的収入及び支出」では、資本的収入を１６８万円減額し、次の４ページの資本的支出では主に改良事業に係る工事請負費の執行額確定により、７０３３万７千円減額するものでございます。

　１７ページをお願いいたします。「議案第１４１号　令和元年度 飯塚市下水道事業会計補正予算（第１号）」につきましては、「第３条　収益的収入及び支出」は、下水道事業収益を７８３万６千円増額し、下水道事業費用では、主に終末処理場の施設管理に係る委託料等の執行額確定により、７９２万８千円減額するものでございます。

「第４条　資本的収入及び支出」は、資本的収入を主に国庫補助金の減により３２０５万９千円減額し、次の１８ページの資本的支出では、主に施設整備に係る工事請負費の執行額確定により３８７３万７千円を減額するものでございます。

「第５条　債務負担行為」は、露切ポンプ場電気設備改築工事につきまして、事業費の年度間の調整により、限度額を変更するものでございます。

　３１ページをお願いいたします。「議案第１４２号　令和元年度 飯塚市立病院事業会計補正予算（第１号）」につきましては、「第２条　収益的収入及び支出」は、病院事業収益及び病院事業費用をそれぞれ６３万５千円増額するもので、主に県補助金返還金の増額によるものでございます。

「第３条　資本的収入及び支出」は、資本的収入及び資本的支出をそれぞれ１５０万４千円減額するもので、主に施設整備に係る設計委託料の執行額確定によるものでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○議長（上野伸五）

　提案理由の説明が終わりましたが、上程議案３６件に対する質疑は、委員会付託に際して行いたいと思いますので、ご了承願います。

以上をもちまして、本日の議事日程を全て終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前１１時３３分　散会

◎　出席及び欠席議員

　（　出席議員　２８名　）

１番　　上　野　伸　五

２番　　坂　平　末　雄

３番　　光　根　正　宣

４番　　奥　山　亮　一

５番　　土　居　幸　則

６番　　兼　本　芳　雄

７番　　金　子　加　代

８番　　川　上　直　喜

９番　　永　末　雄　大

１０番　　深　町　善　文

１１番　　田　中　武　春

１２番　　江　口　　　徹

１３番　　小　幡　俊　之

１４番　　守　光　博　正

１５番　　田　中　裕　二

１６番　　吉　松　信　之

１７番　　福　永　隆　一

１８番　　吉　田　健　一

１９番　　田　中　博　文

２０番　　鯉　川　信　二

２１番　　城　丸　秀　髙

２２番　　松　延　隆　俊

２３番　　瀬　戸　　　光

２４番　　平　山　　　悟

２５番　　古　本　俊　克

２６番　　佐　藤　清　和

２７番　　道　祖　　　満

２８番　　秀　村　長　利

◎　職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長　　井　桁　政　則

議会事務局次長　　村　上　　　光

議事総務係長　　太　田　智　広

書記　　安　藤　　　良

議事調査係長　　岩　熊　一　昌

書記　　伊　藤　拓　也

書記　　今　住　武　史

◎　説明のため出席した者

市長　　片　峯　　　誠

副市長　　梶　原　善　充

教育長　　西　　　大　輔

企業管理者　　石　田　愼　二

総務部長　　久　世　賢　治

行政経営部長　　藤　中　道　男

　　都市施設整備推進室長　　山　本　雅　之

市民協働部長　　久　家　勝　行

市民環境部長　　永　岡　秀　作

経済部長　　諸　藤　幸　充

福祉部長　　實　藤　和　也

都市建設部長　　堀　江　勝　美

教育部長　　久　原　美　保

企業局長　　原　田　一　隆

公営競技事業所長　　浅　川　亮　一

福祉部次長　　石　松　美　久

都市建設部次長　　中　村　洋　一